

# 国保税(医療分)の課税限度額を改正

税法改正に伴い53万円↓56万円に

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していないすべし。病気がけがをしたとき安心して医療が受けられるように、普段から国保税を出し合い、助け合う制度です。

医療費は、皆さんが病院の窓口で支払う一部負担と国保で負担しています。その国保負担の財源は、国などの補助金と皆さんの国保税で賄われています。

医療費が年々増加傾向にある中にも、国保の健全な運営を図っていかねばなりません。

このため、地方税法施行令の改正を受けて、19年度から国保税(医療分)の課税限度額を56万円(昨年度53万円)に改正しました。今後とも、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

**Q** 今回改正となった「課税限度額」とは？

**A** 一関市の国保税額は、均等割、平等割、所得割で世帯ごとに算出され、算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

額が国保税額となります。つまり、これ以上課税しない額を課税限度額といいます。

**Q** どうして課税限度額を改正するのですか？

**A** 所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税額は課税されませんので、どうしても相対的に中低所得者層の負担が重くなります。そこで、課税限度額を改正することにより、所得階層別の負担ができるだけ公平になるようにするものです。

**Q** 課税限度額を改正しないとどうなりますか？

**A** 国保事業の財源は、国などの補助金と国保税で賄われています。国の補助金は、地方税法などの基準で算定されますので、改正しない場合の不足は国保税で賄うこととなります。従って、限度額を改正しないと国保税の負担が増えることになり、それを補うには、国保税率の見直しなど必要になります。

**Q** 国保税の税率は変わりますか？

**A** 今回の課税限度額改正は国保税率には影響はありません。

ん。なお、国保税率については、昨年行った税率改正(左表のとおり)となっています。

年度	区分\地域	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎
19	所得割(%)	9.74				8.80	9.74	7.00
	均等割(円)	2万3100				1万9000	2万3100	1万8000
	平等割(円)	2万2200						1万8000
20	所得割(%)	9.74						8.60
	均等割(円)	2万3100						2万1000
	平等割(円)	2万2200						2万1000
21	所得割(%)	9.74						
	均等割(円)	2万3100						
	平等割(円)	2万2200						

◎問い合わせ先  
 国保税：本庁税務課  
 ☎0241-8241  
 国保の医療費：本庁国保年金課  
 ☎0243-28343  
 各支所市民課

# 乳幼児妊産婦障害者など対象に医療費を助成しています

市では、乳幼児や妊産婦、重度心身障害者、母(父)子家庭、ひとり暮らし老人に対し、病院などにかかった際の医療費(一部負担金の全部または一部)を助成しています。助成を受けるには、所得が左の表の所得制限限度額以内であることが条件です。

新たに助成を受けようとする場合は、平成18年中の所得を基に認定を行いますので、①18年中の所得と課税状況が証明できるもの(19年度所得・課税証明書)②助成を受けようとする人

の健康保険証③助成金の振り込みを受ける金融機関(郵便局以外)の通帳④印鑑(を持参の上、本庁国保年金課または各支所市民課で、申請の手続きをしてください。手続きが遅れますと、支給期間が短くなりますのでお気を付けてください。

【医療費助成の対象】  
 ▼乳幼児：出生から就学前までの乳幼児(6歳に達する日以降、最初の3月31日まで)  
 ▼妊産婦：妊娠5カ月目の月の初日から、出産の日の翌月末

日までの妊産婦  
 ▼重度心身障害者：身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級特別障害給付金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人  
 ▼母(父)子家庭：配偶者のいない母(父)と18歳以下(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)の子がいる家庭  
 ▼ひとり暮らし老人：ひとり世帯で全く身寄りのない65歳から69歳までの人

受給者証の交付を受けている人の更新手続きは不要です。新しい受給者証は、所得判定による資格審査を行い、7月下旬に郵送で交付します。ただし、保護者が市外に居住している▽19年1月2日以降に市内に転入した(一)などのため所得・課税証明書の提出が必要な人には、手続きについてお知らせします。

◎問い合わせ先  
 本庁国保年金課  
 または各支所市民課

一関地区広域行政組合から

# 19年度の介護保険料(65歳以上)のお知らせ

介護保険の財源は、加入者(40歳以上の人の介護保険料と公費)がそれぞれ50%を負担(平成20年度まで)して賄われています。介護保険料は、第1号被保険者(65歳以上)は受給する年金からの引き去りなどにより、第2号被保険者

(40〜64歳)は国保税の介護保険分(国民健康保険加入者)または健康保険料の介護保険分(職場の健康保険加入者)として、それぞれ納めていただいています。19年度の第1号被保険者の保険料は、表1のとおりです。また、17年度税制改正の影響で保険料段階が上昇する人に対しては、急激な負担増とならないよう段階的に引き上げていく緩和措置を実施しています。これに該当する人の19年度保険料は、表2のとおりとなっています。

◎問い合わせ先  
 一関地区広域行政組合  
 介護保険課 ☎0243-3223

保険料段階	対象者	保険料年額
第1段階	①世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給中 ②生活保護を受給中	2万1000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	2万7300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	3万1500円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	4万2000円
第5段階	本人に市民税が課税され、合計所得金額が200万円未満	5万2400円
第6段階	本人に市民税が課税され、合計所得金額が200万円以上	6万2900円

19年度保険料段階	税制改正がないものとした場合の段階	19年度保険料年額
第4段階	第1段階	3万4800円
	第2段階	3万7300円
	第3段階	3万8200円
第5段階	第1段階	4万2000円
	第2段階	4万4000円
	第3段階	4万5300円
	第4段階	4万8700円

市では、平成19年度の地域おこし事業費補助金を活用して実施する事業を2次募集します。

この制度は、活力ある地域づくりを推進するため、市民同士の一体感の醸成や人材おこし、産業おこしなどの活動を支援するためのものです。  
 ①一般事業②若者を対象とする事業  
 ③ふるって応募ください。

# 19年度地域おこし事業2次募集を行います

◇対象：おおむね一関市民により構成された団体②の場合は、おおむね40歳代以下の市民により構成される団体  
 ◇補助対象とする事業：活力ある地域づくりを推進するソフト事業。事業費に限度額はありませんが、申し込みが多いときは、調整

◎申込先・問い合わせ先  
 本庁地域振興課  
 ☎0243-8671  
 または各支所地域振興課